

赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱取扱要領

令和6年1月30日要領第1号

(令和6年4月1日から適用)

第4条 助成対象活動

号	活動名	内 容
1	ふれあい活動	<p>○活動費助成 年間4回以上開催する、声かけ見守り活動の社会的な孤立の防止を目的とした通いの場での活動 助成金の額 1拠点あたり3.6万円以内 コミュニティカフェの運営費等 〈対象内経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場費（会場利用料） ・印刷費（コピー代など） ・広報費（チラシ作成費など） ・郵送費（切手代など） ・保険料（行事保険など） ・消耗品費（コピー用紙など） ・材料費（カフェの材料代） <p>※趣味の会に偏らず誰でも気軽に参加できるふれあい活動を対象とする。</p> <p>○整備費助成 〈対象活動〉年間を通じてコミュニティカフェに必要な資材、被服等の整備 助成金の額 1拠点あたり3万円以内 例)・調理器具類（コーヒーメーカーなど） ・エプロンなどの被服製作費</p>
2	居場所づくり活動	<p>○子供の居場所づくり 年6回以上開催する、子供などを対象とした居場所づくり活動 ※子どもであれば誰でも気軽に参加できるふれあい活動をおこなう団体を対象とする。</p> <p>○大人の居場所づくり 年6回以上開催する、地域住民を対象としたふれあい活動の立ち上げに係る費用</p>
3	安心・安全なまちづくり活動	<p>○活動費助成 〈対象活動〉年間を通じて必要な自主防犯、自主防災活動に係る経費 例)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の登下校時の見守り ・地域の自主防犯、自主防災活動
		<p>○整備費助成 〈対象活動〉年間を通じて必要なパトロール用資材及びユニフォーム等の整備 助成金の額 1団体あたり5万円以内 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール自動車用マグネットシート、自転車前かご取付用前幕、タスキ等 ・防犯パトロール用ユニフォーム類(ウィンドブレーカー、ベスト等) ・緊急医療情報キットの配布による安全で安心なまちづくりの推進 (緊急医療情報キット)

※ 1号、3号の整備費助成に必要な物品等の購入については、「赤い羽根」等の名入れ代を含めた見積書を添付すること。

また、1号、2号、3号とも「赤い羽根共同募金の助成を受け実施している旨」を明示又は周知すること。